

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びに所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
国立代々木競技場施設整備工事(第一・第二体育館アスベスト除去工事)後工事の設計業務委託	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成18年11月29日	東京都新宿区大京町24番地	本工事は、現在工事が進行中の第一・第二体育館アスベスト除去工事と一連の工事であり、前工事は一体となった設計が求められること、及び大倉・行幸等に支障がないよう短期に設計を行う必要があることから、同一の設計者と契約を締結する必要があり、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条4項の規定「競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。	¥7,822,500	¥7,140,000	91.27%	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社丹下都市建築設計						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役 丹下 憲孝						
国立代々木競技場第一体育館越屋根内メインロップ健全度調査工事設計業務	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成19年1月11日	東京都新宿区大京町24番地	代々木競技場第一体育館はつり屋根構造という極めて特殊な構造物であり、メインロップは構造上最も基本的な部分である。また本調査工事は国立代々木競技場施設整備工事(第一体育館アスベスト除去工事)と並行して実施する。従って、構造の特殊性及びアスベスト除去工事の内容を熟知している者(本体育館建築造師及びアスベスト除去工事の設計者)でなければ、十分な調査仕様を作成することは不可能である。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条4項の「競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。	¥1,564,500	¥1,470,000	93.95%	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社丹下都市建築設計						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役 丹下 憲孝						
国立代々木競技場施設整備工事(第一・第二体育館アスベスト除去工事)後工事	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成19年1月12日	東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、国立代々木競技場施設整備工事(第一・第二体育館アスベスト除去工事)と一体となった施工が求められ、大倉・行幸等に影響がないよう、短期で工事を実施しなければならない。同一の施工業者に工事を預け負わせることにより一体となった円滑かつ適切な施工が可能となる。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条4項の「競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。	¥192,255,000	¥192,150,000	99.94%	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社大林組東京本社						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役副社長 上原 忠						
国立代々木競技場施設整備工事(第一・第二体育館アスベスト除去工事)後工事の監理業務委託	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成19年1月15日	東京都新宿区大京町24番地	本業務は、国立代々木競技場施設整備工事(第一・第二体育館アスベスト除去工事)と一体となった監理が求められ、大倉・行幸等に影響がないよう、短期で工事を実施しなければならない。同一の監理業者に監理業務を預け負わせることにより、一体となった円滑かつ適切な監理業務等が可能となる。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条4項の「競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。	¥4,147,500	¥3,885,000	93.67%	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社丹下都市建築設計						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役 丹下 憲孝						
国立霞ヶ丘競技場ラグビー場夜間照明設備工事に伴う調査及び設計業務	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成19年2月15日	東京都調布市布田五丁目25番1号	本設備は、平成19年8月に開催される国際試合に使用できるよう極めて短期間に完成させなければならない。期限内に設備を完成させるには、実績のある業者に速やかに設計業務を委託する必要がある。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。	¥10,972,500	¥10,867,500	99.04%	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社矢ヶ崎総合計画						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役 矢ヶ崎 彰						
国立代々木競技場第一体育館越屋根内メインロップ健全度調査工事	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成19年2月27日	東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、国立代々木競技場施設整備工事(第一・第二体育館アスベスト除去工事)(以下「アスベスト除去工事」という。)の施工のために第一体育館内に設置された大規模な足場を活用することではじめて実施可能となることから、アスベスト除去工事と並行し、一体の施工計画のもとで実施するものである。従って、アスベスト除去工事の請負者と契約を締結することにより、円滑かつ適正な履行が行われると認められることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条4項に規定する「競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。	¥76,545,000	¥73,500,000	96.02%	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社大林組東京本社						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役副社長 上原 忠						
国立代々木競技場第一体育館越屋根内メインロップ健全度調査工事監理業務	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成19年2月27日	東京都新宿区大京町24番地	代々木競技場第一体育館はつり屋根構造という極めて特殊な構造物であり、メインロップは構造上最も基本的な部分である。また本調査工事は国立代々木競技場施設整備工事(第一体育館アスベスト除去工事)と並行して実施する。従って、構造の特殊性及びアスベスト除去工事の内容を熟知している者(本体育館建築造師及びアスベスト除去工事の設計者)でなければ、十分な監理業務を行うことは不可能である。よって、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条4項の「競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。	¥2,257,500	¥2,100,000	93.02%	0	
	理事長 雨宮 忠		株式会社丹下都市建築設計						
	東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号		代表取締役 丹下 憲孝						

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。